

九州森林学会編集委員会規約

第1条 「九州森林研究」(以下、「本誌」という)について適切な企画と質的向上をはかるため、編集委員会(以下、「委員会」という)を置く。

第2条 委員会は本誌の編集・発行を行う。

第3条 委員会には委員長を置く。委員長は原則として編集担当理事がこれにあたる。委員長は必要に応じ委員会を招集して、その議長となる。

第4条 委員会は会長が委嘱する委員をもって組織し、任期は2年とする。途中で新規に委員を委嘱する場合、その任期は、他の委員の残り任期期間までとする。なお、再任は妨げない。

第5条 委員会に編集主事(以下、「主事」という)を置くことができる。主事は委員長の推薦を得て会長が委嘱する。主事は委員長の指揮をうけて会務を処理する。なお、主事と委員との併任を妨げない。

(昭和48年10月27日制定)

(昭和56年10月15日改正)

(平成12年10月28日改正)

(平成14年10月25日一部改正)

(平成26年10月20日一部改正)

(令和5年10月20日一部改正)